

南加賀広域圏事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第2号

南加賀広域圏事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年南加賀広域圏事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

- 2 議長、副議長及び議員が月の中途において就任した場合はその日から、月の中途において任期満了、辞職、死亡、失職、除名又は議会が解散した場合はその日までの分に対して、それぞれ、その月の議員報酬を日割計算により支給する。

附 則

この条例は、平成23年3月1日から施行する。